

# 令和4年余市町議会第4回定例会会議録（第3号）

開 議 午前10時00分

閉 会 午後 2時25分

## ○招 集 年 月 日

令和4年12月13日（火曜日）

## ○招 集 の 場 所

余市町議事堂

## ○開 会

令和4年12月15日（木曜日）午前10時

## ○出 席 議 員 （18名）

余市町議会議長	3番	中井寿夫
余市町議会副議長	8番	土屋美奈子
余市町議会議員	1番	野呂栄二
〃	2番	吉田豊
〃	4番	藤野博三
〃	5番	内海博一
〃	6番	庄巖龍
〃	7番	山本正行
〃	9番	岸本好且
〃	10番	彫谷吉英
〃	11番	茅根英昭
〃	12番	近藤徹哉
〃	13番	安久莊一郎
〃	14番	大物翔
〃	15番	中谷栄利
〃	16番	白川栄美子
〃	17番	寺田進
〃	18番	伊藤正明

## ○欠 席 議 員 （0名）

## ○出 席 者

余 市 町 長	齊藤啓輔
副 町 長	渡邊郁尚
総 務 部 長	高橋伸明
総 務 課 長	増田豊実
財 政 課 長	高田幸樹
税 務 課 長	中島豊
民 生 部 長	篠原道憲
福 祉 課 長	中島紀孝
保 険 課 長	橋端良平
建 設 水 道 部 長	千葉雅樹
まちづくり計画課長	庄木淳一
教育委員会教育長	前坂伸也
教 育 部 長	中村利美

## ○事務局職員出席者

事 務 局 長	羽生満広
主 幹	枝村潤
書 記	山内千洋

## ○議 事 日 程

第 1 議案第 4号 余市町情報通信技術  
を活用した行政の推進に関する条例  
案

第 2 議案第 5号 地方公務員法の一部  
を改正する法律の施行に伴う関係条  
例の整備に関する条例案

- 第 3 議案第 6 号 余市町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 4 議案第 7 号 職員の高齢者部分休業に関する条例案
- 第 5 議案第 9 号 余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第 6 議案第 10 号 余市町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び余市町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 7 議案第 11 号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第 8 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 9 意見案第 1 号 帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める要望意見書
- 第 10 意見案第 2 号 知的障がいの制度に関する要望意見書
- 第 11 意見案第 3 号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める要望意見書
- 第 12 意見案第 4 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める要望意見書
- 第 13 意見案第 5 号 物価高騰から暮らしと経済を立て直す施策を求める要望意見書
- 第 14 意見案第 6 号 インボイス制度導入の延期（中止）を求める要望意見書
- 第 15 閉会中の継続審査調査申出について

---

開 議 午前 10 時 00 分

○議長（中井寿夫君） ただいまから令和 4 年余市町議会第 4 回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は 18 名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

なお、芹川子育て・健康推進課長は自宅待機のため欠席の旨届出があり、これを許可したことをご報告申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長（中井寿夫君） 昨日議会運営委員会が開催されましたので、その結果について委員長からの報告を求めます。

○16 番（白川栄美子君） 昨日委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員 7 名の出席の下、さらに説明員として渡邊副町長、高橋総務部長、増田総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今回審議されました内容につきましては、追加案件についてであります。新たに追加されました案件は、諮問 1 件、意見案 6 件、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第 8、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 9、意見案第 1 号 帯状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める要望意見書ないし日程第 14、意見案第 6 号 インボイス制度導入の延期（中止）を求める要望意見書までの意見案 6 件につきましては、議員発議でありますので、それぞれ即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、意見案第 1 号ないし意見案第 2 号につき

まして、一括上程の上、ご審議いただくことに決しました。

日程第15、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

**○議長（中井寿夫君）** 委員長の報告が終わりました。

ただいま議会運営委員会の委員長から報告ありましたとおり、諮問1件、意見案6件、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、諮問1件、意見案6件、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

なお、追加後の日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

**○議長（中井寿夫君）** 日程第1、議案第4号 余市町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**○総務課長（増田豊実君）** ただいま上程されました議案第4号 余市町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

地方公共団体における行政手続のオンライン化につきましては、デジタル行政推進法第5条第4項の規定により情報通信技術を利用して行われる手続等に係る情報システムの整備等の必要な施策を講ずるよう努めなければならないこととされていることから、本町におきましても情報通信技術を活用し、行政手続の利便性の向上や行政運営の簡素化、効率化を図るため、必要な事項を定めるものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第4号 余市町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例案。

余市町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月13日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例。

（目的）

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって町民生活の向上に寄与することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 条例等 町の条例及び規則等（町長その他の執行機関が定める規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。）及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。以下同じ。）並びに地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定に基づき制定された北海道の条例の規定により町が処理することとされた事務の根拠について規定する北海道の条例並びに規則及び教育委員会規則をいう。

（2） 町の機関 町長その他の執行機関若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令若しくは条例等に基づき独立に権限を行使することを認められたものをいう。

（3） 書面等 文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された

紙その他の有体物をいう。

(4) 電磁的記録 電子的方式、磁氣的方式  
その他人の知覚によっては認識することができな  
い方式で作られる記録であつて、電子計算機によ  
る情報処理の用に供されるものをいう。

(5) 申請等 申請、届出その他の条例等の  
規定に基づき本町の機関に対して行われる通知  
(意思表示並びに意思及び事実の通知をいう。以  
下同じ。)をいう。

(6) 処分通知等 処分(行政庁の処分その  
他公権力の行使に当たる行為をいう。)の通知そ  
の他の条例等の規定に基づき町の機関が行う通知  
(不特定の者に対して行うものを除く。)をいう。

(7) 縦覧等 条例等の規定に基づき町の機  
関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項  
を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(8) 作成等 条例等の規定に基づき町の機  
関が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存す  
ることをいう。

次のページをお開き願います。

(9) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等  
又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 申請等のうち当該申請等に関する条例  
等(この条例及びこの条例に基づく規則等を除く。  
以下同じ。)の規定において書面等により行うこ  
とその他のその方法が規定されているものについ  
ては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で  
定めるところにより、規則等で定める電子情報処  
理組織(町の機関の使用に係る電子計算機(入出  
力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手  
方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接  
続した電子情報処理組織をいう。以下「指定電子  
情報処理組織」という。)を使用する方法により  
行うことができる。

2 指定電子情報処理組織を使用する方法によ  
り行われる申請等については、当該申請等に関す

る条例等に規定する方法により行われるものとみ  
なして、当該申請等に関する条例等の規定を適用  
する。

3 指定電子情報処理組織を使用する方法によ  
り行われる申請等は、当該申請等を受ける町の機  
関の使用に係る電子計算機に備えられたファイル  
への記録がされた時に当該町の機関に到達したも  
のとみなす。

4 指定電子情報処理組織を使用する方法によ  
り行われる申請等における署名等(署名及び記名  
押印をいう。以下同じ。)は、当該申請等に関す  
る条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織  
を使用した個人番号カード(行政手続における特  
定の個人を識別するための番号の利用等に関する  
法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定  
する個人番号カードをいう。以下同じ。)の利用  
その他の氏名又は名称を明らかにする措置であつ  
て規則等で定めるものに代えることができる。

5 指定電子情報処理組織を使用する方法によ  
り行われる申請等に係る手数料の納付については、  
当該手数料に関する条例等の規定にかかわらず電  
子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技  
術を利用する方法であつて規則等で定めるものを  
もつてすることができる。

6 前各項の規定は、申請等に当該申請等をす  
る者について対面により本人確認をするべき部分  
がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原  
本を確認する必要がある部分がある場合その他の  
当該申請等のうちに指定電子情報処理組織を使用  
する方法により行うことが困難又は著しく不適當  
と認められる部分がある場合として規則等で定め  
る場合には、規則等で定めるところにより、当該  
申請等のうち当該部分以外の部分に限って適用す  
る。

7 第1項から第5項までの規定は、申請等が  
町の機関以外の者(以下「経由者」という。)を  
経由して行われる場合は、当該申請をする者と経

由者との間の手続、経由者間の手続及び経由者と町の機関との間の手続をそれぞれ別の申請等とみなして適用する。

次のページをお開き願います。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨を規則等で定める方式により承諾した場合に限り、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、指定電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

2 指定電子情報処理組織を使用する方法により行われる処分通知等については、当該処分通知等に関する条例等に規定する方法により行われるものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 指定電子情報処理組織を使用する方法により行われる処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 指定電子情報処理組織を使用する方法により行われる処分通知等における署名等については、当該処分通知等にあつては、当該処分通知等に関する条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものに代えることができる。

5 前条第6項及び第7項の規定は、指定電子情報処理組織を使用する方法により行われる処分通知等について準用する。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの(申請等に基づくものを除く。)

については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 条例等の規定において書面等により行うことが規定されている作成等は、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等によることに代えて電磁的記録により行うことができる。

2 前項の規定により電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

次のページをお開き願います。

3 作成等のうち当該作成等に関する条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要がある手続等、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要がある手続等その他の当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でな

い手続等のうち規則等で定める手続等

(2) 条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されている手続等

(添付書面等の省略)

第8条 住民票の写し、登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、町の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第9条 町長は、毎年度、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第4号について提案理由を申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番(大物 翔君) 利用者が実際に使うとな

った場合という話だったのですけれども、今説明いただいたものでやった場合、ではお金、利用料ってどうやって払うのかと思ったのです。例えば役場の1階だとかに利用者が使える端末が置いてあって、そこから自分でマイナンバーとかを使いながら申請をかければ、窓口は目の前にあるわけだから、そのままお金払って帰ればいいと思うのですけれども、この条文で見た場合、自宅からそういう申請やって、物取ったりする場合の支払いって結局どうなるのかなと思ったのです。それ今の決まりではできないのだよというのならそれでいいのだけれども、例えばクレジットカードで払うものなのか、あるいは振込書が後から来て、金融機関なりコンビニに持って行って払うものなのか、その辺ってどうなっているのだろうかというのが一つと、もう一つはいわゆるこれが進んでいく、移行していく過程というのはアナログとデジタルが混在せざるを得ないわけです。そうなった場合、一時的に人員と費用って膨らんでしまうと思うのです。致し方ないことなのですけれども。それがある程度落ち着いていったとき、このシステムを使って利便性が上がって、行政効率がいい方向に改善していくのだとすれば、全体でどの程度コストダウンが図られるというふうに今のところ見ていらっしゃるのかなと。その辺を教えてください。

○総務課長(増田豊実君) 14番、大物議員のご質問にご答弁申し上げたいと存じます。

1点目、手数料の部分、それと2点目の利便性の上だったシステムを利用することでのコストダウン等々含めてご答弁申し上げたいと存じますが、あくまでもこの条例につきましてはそれらを実施するための基礎となる条例ということでご理解賜りたいと存じます。今後進めていく上でそういったところはまたいろいろ検討していかなければならない部分がありますけれども、この条例がなければそもそも一歩進めることができませんの

で、ご理解賜りたいと存じます。

○14番（大物 翔君） 確かに条例がなければできないのは分かるのです、いろいろ事情もあるでしょうし。ただ、つくるに当たってこういう方向でいきたいのだというものはきっと持っていらっしやると思うのです。だから、実際にどうやって運用していくのかなというのがやっぱり気になるところだったのです、新しい条例ですし。先日一般質問されていた方とのやり取りを聞いていても、全住民の半分はまだマイナンバー持っていらっしやらないと。それをみんなに持ってくださいというふうにお願いをしていっている段階なのは分かるのですけれども、政府のほうで2025年までに自治体DXやってくださいということで今急いでやっておるわけですが、果たして所定のところまでたどり着けるのだろうかという心配が一つあったものですから、だから今後どうしていくのかなという、詳細はまだ詰まっていないのだという話であればそれまでなのだけれども、見通しがある程度あるのであれば、教えていただきたいなと思います。

○総務課長（増田豊実君） 14番、大物議員の再度のご質問にご答弁申し上げたいと存じます。

国のマイナポータルのぴったりサービスを利用するに当たってもこういった条例の整備をしなければならぬことがございます。それで、実際に来年度から使用したいという、そういう部局等々からもご相談もありますので、このたび条例等を提案させていただきました。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 余市町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時25分

---

再開 午前10時35分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第2、議案第5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（増田豊実君） ただいま上程されました議案第5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

全国的に少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少している中、複雑、高度化する行政課題への確に対応していくため、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ次の世代に知識、技術、経験等を継承することを趣旨に令和3年6月に地方公務員の定年年齢を段階的に引き上げる地方公

務員法の改正が行われたことから、法律の施行に伴う関係条例について所要の改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月13日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和28年余市町条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条中「範囲内で、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成19年余市町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用されている職員を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 余市町職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(余市町職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正)

第3条 余市町職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例(昭和35年余市町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第6項ただし書及び第8項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(余市町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 余市町職員の育児休業等に関する条例(平成4年余市町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 余市町職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第8条に次の1号を加える。

(3) 余市町職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第13条の2の表第3条第5項の項を削り、同表第10条第2項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第

13条第1項の項中「場合は」を「場合には」に改め、同表第13条第3項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第18条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の1項を加える。

3 育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）に対する給与条例附則第19項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（余市町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第5条 余市町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年余市町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（余市町職員給与条例の一部改正）

第6条 余市町職員給与条例（昭和26年余市町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の

級に応じた額に、余市町職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例（昭和35年余市町条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第3条の2を削る。

第10条第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下）の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第13条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第20条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「以下」の次に「この項及び第3項において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第25条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第7条」を「第3条第3項及び第4項、第4条、第7条」に、「及び」を「並びに」に、「第24条」を「前条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間

勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

19 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳（余市町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 年余市町条例第 号）による改正前の余市町職員の定年等に関する条例（昭和59年余市町条例第7号）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員にあっては、63歳）に達した日後における最初の4月1日（附則第21項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項及び第4項並びに第4条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

20 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

（1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

（2） 余市町職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

（3） 余市町職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

21 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第23項において「異動日」という。）の前日から

引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第19項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第19項の規定により当該職員が受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

22 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員が受ける給料月額との合計額が第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員が受ける給料月額」とする。

23 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第19項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第21項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員が受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

24 附則第21項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第19項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員が受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3

項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

25 附則第19項から前項までに定めるもののほか、附則第19項の規定による給料月額、附則第21項の規定による給料その他附則第19項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員、基準給料月額18万7,700円、基準給料月額21万5,200円、基準給料月額25万5,200円、基準給料月額27万4,600円、基準給料月額28万9,700円、基準給料月額31万5,100円。

(余市町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 余市町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年余市町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第18条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

(職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正)

第8条 職員の分限についての手続及び効果に関する条例(昭和28年余市町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

附則を次のように改める。

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(余市町職員の分限規則の廃止)

2 余市町職員の分限規則は、廃止する。

(降給に関する経過措置)

次のページをお開き願います。

3 余市町職員給与条例附則第19項の規定に基づく措置及び規則その他の規程に基づく法附則第26項に規定する給与に関する特例措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。

4 前項に規定する措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(余市町職員の再任用に関する条例の廃止)

第9条 余市町職員の再任用に関する条例(平成13年余市町条例第2号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)をいう。

(2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第2条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。））」とする。

(余市町職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条の規定による改正後の余市町職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の規定を適用する。

(余市町職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される余市町職員給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、余市町職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得

た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される余市町職員給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、余市町職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の余市町職員給与条例（以下「新給与条例」という。）第10条第2項及び第13条第3項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第20条第3項の規定を適用する。

6 新給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 余市町職員給与条例第3条第4項、第4条、第7条及び第22条から第24条まで並びに新給与条

例第3条第3項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 新給与条例附則第19項から第25項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(余市町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 余市町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条、第4条の2及び第7条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

以上、議案第5号について提案理由を申しあげましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りたいと存じます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(中井寿夫君) 日程第3、議案第6号 余市町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長(増田豊実君) ただいま上程されました議案第6号 余市町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

地方公務員法の改正により令和5年度より地方公務員の定年年齢の段階的な引上げや管理職として勤務する上限年齢を定める役職定年制度及び定年前再任用短時間勤務制度が導入されることから、職員の定年等に関する規定でございます余市町職員の定年等に関する条例につきまして所要の改正を行おうとするものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第6号 余市町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月13日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例。

余市町職員の定年等に関する条例(昭和59年余

市町条例第7号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条―第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条―第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)

第5章 雑則(第14条)

附則

第1章 総則

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に改め、「ときは」の次に「、同条の規定にかかわらず」を加え、「その職員」を「当該職員」に、「当該職務」を「当該定年退職日において従事している職務」に、「引続きいて」を「、引続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間という。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2

項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて町長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引続きいて」を「引続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 余市町職員給与条例(昭和26年余市町条例第1号)第18条第1項に規定する職

(2) 余市町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年余市町条例第14号)第12条第1項に規定する職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等を行おうとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

次のページをお願いします。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職員」という。)の他の職への降任等もする場合

合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をするべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員に

ついて、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えないことができる。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された

期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、町長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者

を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（町が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

## 第5章 雑則

### （委任）

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の3項を加える。

### （定年に関する経過措置）

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで、61年、令和7年4月1日から令和9年3月31日まで、62年、令和9年4月1日から令和11年3月31日まで、63年、令和11年4月1日から令和13年3月31日まで、64年。

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、余市町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 年余市町条例第 号。次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条ただし書に規定する職員であって、第3条の規定を適用する職員については、

前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和11年3月31日まで、63年、令和11年4月1日から令和13年3月31日まで、64年。

### （情報の提供及び勤務の意思の確認）

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）

（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

## 附則

### （施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

### （勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正

前の余市町職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の余市町職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、町長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達して

いる職員（当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

（1） 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

次のページをお開き願います。

（2） 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

（3） 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

（4） 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第

261号) 第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日

までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員(第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合(町が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項及び附則第6条において同じ。)における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達

している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新

条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

次のページをお開き願います。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除

く。)をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

次のページをお開き願います。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準

日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

以上、議案第6号について提案理由を申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りたいと存じます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○6番（庄 巖龍君） 第3章の第8条、任命権者、これ議会事務局におきましての任命権者は誰になりますか。

○総務課長（増田豊実君） 6番、庄議員のご質問にご答弁申し上げたいと存じます。

議会事務局につきましては、議長ということになってございます。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号 余市町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩 午後 0時00分

---

再開 午後 1時00分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（中井寿夫君） 日程第4、議案第7号 職員の高齢者部分休業に関する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（増田豊実君） ただいま上程されました議案第7号 職員の高齢者部分休業に関する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

高齢期の職員の多様な働き方のニーズに対応す

るため、定年前再任用短時間勤務制度など、定年引上げと併せて正規職員の身分のまま勤務時間の一部について勤務しないことができる高齢者部分休業制度を地方公務員法の規定に基づき新たに設けるものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第7号 職員の高齢者部分休業に関する条例案。

職員の高齢者部分休業に関する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月13日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。職員の高齢者部分休業に関する条例。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第2条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、1時間を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、55歳とする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、余市町職員給与条例（昭和26年余市町条例第1号）第8条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びにこれに対する地域手当及び寒冷地手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第4条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずること

が著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第5条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る部分休業時間の延長を承認することができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(余市町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

2 余市町公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年余市町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第15条に次の1項を加える。

3 職員が高齢者部分休業（当該職員が、高齢者として町長が定める年齢に達した日から当該職員に係る定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1週間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

以上、議案第7号について提案理由を申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 時間で区切ってお給料を計算するときによく出てしまう心配事なのですが、結局例えば9時から働き始めて、3時で

終わって帰ると、この制度を使って。ぴったりであれば別に問題ないのですけれども、例えば事情があって、3時で上がる予定が3時半になってしまったと。この場合って3時までの分しかお金って計算されないのかなと。30分分ってどうになってしまうのかなということだとか、あとはもう一つ気になるのは一分でも働いたら、一秒でも働いたら給料が発生するという考え方でいくのか、あるいは1時間働いたら前の時間の分の給料が発生するのだよという考え方でいっているのか、これどっちを取るかによって双方それ悪用してしまうケースが出てきかねないことをちょっと心配しているのですけれども、その辺りってどうなっているのでしょうか。

○総務課長（増田豊実君） 14番、大物議員のご質問にご答弁申し上げたいと存じます。

基本ご本人からの申出でございますので、勤務時間外は発生しないものと考えてございますので、ご理解賜りたいと存じます。

また、休暇につきましては1時間単位での取得ということですので、その辺りもご理解賜りたいと存じます。

○14番（大物 翔君） 今の職員の勤怠管理って多分紙のあれに判こを押してという形だから、正確に誰が何時何分まで働いていたかというのは、そんなに計測できていないと思うのです。ただ、今後DXが進んでいけば、そういうものを使った勤怠管理という形に私移行していくのではないのかなと思っているのです。何でこんな言い方するかというと、学校現場の労働実態、要は超過勤務がすごく多いのではないかいという話になっていた際に、ではどういうふうに把握しているのですかというふうに聞いたときに要はパソコンが動いている時間なんかで計測したりもしていたという話を聞いたことあるような気がするのです。要は公務支援システムするとき。だから、そういうふうに考えていけば、今度デジタル化していけば誰が

何時に帰ったかということまで計測できるようになってしまうわけです。といったときに本人申請だったけれども、結局残ってしまっていました、仕事していました、これっていいのかという話にもなるし、時間厳守で帰りますとなったときにはその人は仕事が残っていようが何しようが帰ってしまっているものなのか。普通は多分終わらせて帰ると思うのですけれども、そういうちょっとデリケートな部分ってこれから出てくるのではないのかなと思ったから、その辺りある程度ちゃんとルールづくりしないとお互い不幸になるのではないかなということを懸念しておるので、質問しているわけなのですが、どうなのでしょう。

○総務課長（増田豊実君） 14番、大物議員の再度のご質問にご答弁申し上げたいと存じます。

議員おっしゃるとおり、現在は出勤簿で所属長が管理しているところではございますが、現在試行的に総務課と企画のほうで勤怠を今スマホ、パソコン等々で実施しているところでございます。行く行くは全庁的に実施したいと考えてございます。そういった管理の部分も含めて今後検討はさせていただきたいと存じますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第7号 職員の高齢者部分休業に関する条例案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長(中井寿夫君) 日程第5、議案第9号 余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○まちづくり計画課長(庄木淳一君) ただいま上程されました議案第9号 余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本町は、限定特定行政庁として木造2階建て住宅等の小規模建築物に関する建築確認事務を取り扱っていることから、低炭素建築物新築等計画の認定及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定についても町が認定に係る事務を行っております。令和4年11月7日、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び都市の低炭素化の促進に関する法律において建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令が公布され、同日から施行することとなりましたことから、認定等に係る手数料を徴収すべく条例を改正しようとするものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第9号 余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例案。

余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月13日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

余市町手数料徴収条例(平成12年余市町条例第

3号)の一部を次のように改正する。

別表の40の項から43の項までを次のように改める。

40 低炭素建築物新築等計画の認定申請、1件につき、(1) 一戸建ての住宅又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。イにおいて同じ。)の住宅部分の認定を申請する場合 それぞれ次に定める金額

ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合

(ア) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査(以下「評価機関審査」という。)を受けた場合 6,100円

(イ) 評価機関審査を受けていない場合 2万円

イ アに掲げる場合以外の場合

(ア) 評価機関審査を受けた場合 6,100円

(イ) 評価機関審査を受けていない場合 3万7,000円

(2) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下において同じ。)の用途に供する一の建築物又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。以下(2)及び(3)において同じ。)の住宅部分の認定を申請する場合((3)の場合を除く。)当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、アに定める金額)

ア 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に依り、それぞれ次に定める金額

(ア) 評価機関審査を受けた場合

A 2戸以上5戸以内のもの 1万1,000円

B 6戸以上のもので 1万7,000円

(イ) 評価機関審査を受けていない場合

A 2戸以上5戸以内のもので 7万4,000円

B 6戸以上のもので 10万4,000円

イ 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外について、それぞれ次に定める金額

(ア) 評価機関審査を受けた場合 1万2,000円

(イ) 評価機関審査を受けていない場合 11万5,000円

(3) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ

(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、アに定める金額)

ア 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 評価機関審査を受けた場合

A 2戸以上5戸以内のもの 1万1,000円

B 6戸以上のもので 1万7,000円

(イ) 評価機関審査を受けていない場合

A 2戸以上5戸以内のもので 3万6,000円

B 6戸以上のもので 5万1,000円

イ 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外について、それぞれ次に定める金額

(ア) 評価機関審査を受けた場合 1万2,000円

(イ) 評価機関審査を受けていない場合 5万1,000円

(4) 住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能を、建物の用途ごとに建物の形状、室の用途の構成等を仮定したモデルとなる建物に対して、当該申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデルとなる建物についてエネルギーの使用の効率性その他の性能を計算する方法(以下「モデル建物法」という。)で計算して認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査(以下「判定機関審査」という。))を受けた場合

A 300平方メートル以内のもので 1万1,000円

B 300平方メートルを超えるもので 2万9,000円

(イ) 床面積の合計(判定機関審査を受けていない場合)

A 300平方メートル以内のもので 10万3,000円

B 300平方メートルを超えるもので 16万8,000円

イ アに掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計(判定機関審査を受けた場合)

A 300平方メートル以内のもので 1万1,000円

B 300平方メートルを超えるもので 2万9,000円

(イ) 床面積の合計（判定機関審査を受けていない場合）

A 300平方メートル以内のもの 25万8,000円

B 300平方メートルを超えるもの 41万2,000円

摘要、1 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の全体の認定を申請する場合は、この項の金額の欄第1号及び第4号に規定する金額を合算して得た金額とする。

2 複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の全体の認定を申請する場合は、この項の金額の欄第2号及び第42号又は第3号及び第4号に規定する金額を合算して得た金額とする。

3 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下次項において「法」という。）第54条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に余市町建築確認申請等手数料徴収条例第2条に規定する金額を合算して得た金額とする。

41 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請、1棟につき、（1）工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 800円

1件につき、（2）一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。イにおいて同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合 それぞれ次に定める金額

ア 基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合

（ア） 評価機関審査を受けた場合 6,100円

（イ） 評価機関審査を受けていない場合 1万3,000円

イ アに掲げる場合以外の場合

（ア） 評価機関審査を受けた場合 6,100円

（イ） 評価機関審査を受けていない場合 2万1,000円

1件につき、（3）共同住宅等の用途に供す

る一の建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下（3）及び（4）において同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合（（4）の場合を除く。）当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、アに定める金額）

ア 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に依り、それぞれ次に定める金額

（ア） 評価機関審査を受けた場合

A 2戸以上5戸以内のもの 1万1,000円

B 6戸以上のもので 1万7,000円

（イ） 評価機関審査を受けていない場合

A 2戸以上5戸以内のもの 4万2,000円

B 6戸以上のもので 6万1,000円

イ 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外について、それぞれ次に定める金額

（ア） 評価機関審査を受けた場合 1万2,000円

（イ） 評価機関審査を受けていない場合 6万3,000円

1件につき、（4） 基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、アに定める金額）

ア 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に依り、それぞれ次に定める金額

（ア） 評価機関審査を受けた場合

A 2戸以上5戸以内のもの 1万1,000円

B 6戸以上のもの 1万7,000円

(イ) 評価機関審査を受けていない場合

A 2戸以上5戸以内のもの 2万3,000円

B 6戸以上のもの 3万4,000円

イ 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外について、それぞれ次に定める金額

(ア) 評価機関審査を受けた場合 1万2,000円

(イ) 評価機関審査を受けていない場合 3万1,000円

1件につき、(5) 住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法で計算して認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計(判定機関審査を受けた場合)

A 300平方メートル以内のもの 1万1,000円

B 300平方メートルを超えるもの 2万9,000円

(イ) 床面積の合計(判定機関審査を受けていない場合)

A 300平方メートル以内のもの 5万7,000円

B 300平方メートルを超えるもの 9万8,000円

イ アに掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計(判定機関審査を受けた場合)

A 300平方メートル以内のもの 1万1,000円

B 300平方メートルを超えるもの 2万9,000円

(イ) 床面積の合計(判定機関審査を受けていない場合)

A 300平方メートル以内のもの 13万4,000円

B 300平方メートルを超えるもの 22万円

摘要、1 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。)の全体の変更認定を申請する場合は、この項の金額の欄第2号及び第5号に規定する金額を合算して得た金額とする。

2 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。)の全体の変更認定を申請する場合は、この項の金額の欄第3号及び第5号又は第4号及び第5号に規定する金額を合算して得た金額とする。

3 法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に余市町建築確認申請等手数料徴収条例第2条に規定する金額を合算して得た金額とする。

42 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請、1戸につき、(1) 一戸建ての住宅又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。ア及びイにおいて同じ。)の住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計(評価機関審査を受けた場合)

A 200平方メートル以内のもの 6,100円

B 200平方メートルを超えるもの 6,100円

(イ) 床面積の合計(評価機関審査を受けていない場合)

- A 200平方メートル以内のもの 2万円
- B 200平方メートルを超えるもの 2万1,000円

イ アに掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計（評価機関審査を受けた場合）

- A 200平方メートル以内のもの 6,100円
- B 200平方メートルを超えるもの 6,100円

(イ) 床面積の合計（評価機関審査を受けていない場合）

- A 200平方メートル以内のもの 3万7,000円
- B 200平方メートルを超えるもの 4万1,000円

(2) 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下(2)及び(3)において同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合（(3)に掲げる場合を除く。）当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物又は基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあつては、アに定める金額）

ア 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 評価機関審査を受けた場合

- A 2戸以上4戸以内のもの 1万1,000円
- B 5戸以上のもので 2万2,000円

(イ) 評価機関審査を受けていない場合

- A 2戸以上4戸以内のもの 7万4,000円
- B 5戸以上のもので 12万3,000円

イ 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以

外について、それぞれ次に定める金額

(ア) 評価機関審査を受けた場合 1万1,000円

(イ) 評価機関審査を受けていない場合 7万4,000円

(3) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、(ア)に定める金額）

ア 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 評価機関審査を受けた場合

- A 2戸以上4戸以内のもの 1万1,000円
- B 5戸以上のもので 2万2,000円

(イ) 評価機関審査を受けていない場合

- A 2戸以上4戸以内のもの 3万6,000円
- B 5戸以上のもので 6万1,000円

イ 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 評価機関審査を受けた場合 1万1,000円

(イ) 評価機関審査を受けていない場合 3万6,000円

(4) 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る認定を申請する

場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計(判定機関審査を受けた場合)

A 300平方メートル以内のもの 1万1,000円

B 300平方メートルを超えるもの 2万9,000円

(イ) 床面積の合計(判定機関審査を受けていない場合)

A 300平方メートル以内のもの 24万4,000円

B 300平方メートルを超えるもの 39万4,000円

イ 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計(判定機関審査を受けた場合)

A 300平方メートル以内のもの 1万1,000円

B 300平方メートルを超えるもの 2万9,000円

(イ) 床面積の合計(判定機関審査を受けていない場合)

A 300平方メートル以内のもの 9万3,000円

B 300平方メートルを超えるもの 15万6,000円

摘要、1 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。)の全体の認定を申請する場合は、この項の金額の欄の第1号及び第4号に規定する金額を合算して得た金額とする。

2 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。)の全体の認定を申請する場合は、この項の金額の欄の第2号及び第4号又は第3号及び第4号に規定する金額を合算して得た金額とする。

3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下次項において「法」という。)第35条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に余市町建築確認申請等手数料徴収条例第2条に規定する金額を合算して得た金額とする。

43 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請、1棟につき、(1) 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1,000円

1件につき、(2) 一戸建ての住宅又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。ア及びイにおいて同じ。)の住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計(評価機関審査を受けた場合)

A 200平方メートル以内のもの 6,100円

B 200平方メートルを超えるもの 6,100円

(イ) 床面積の合計(評価機関審査を受けていない場合)

A 200平方メートル以内のもの 1万3,000円

B 200平方メートルを超えるもの 1万4,000円

イ アに掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計(評価機関審査を受けた場合)

A 200平方メートル以内のもの 6,100円

B 200平方メートルを超えるもの 6,100円  
(イ) 床面積の合計(評価機関審査を受けていない場合)

A 200平方メートル以内のもの 2万1,000円

B 200平方メートルを超えるもの 2万3,000円

1件につき、(3) 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。以下(3)及び(4)において同じ。)の住宅部分の変更認定を申請する場合(4)に掲げる場合を除く。)当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物又は基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあつては、アに定める金額)

ア 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 評価機関審査を受けた場合

A 2戸以上4戸以内のもの 1万1,000円

B 5戸以上のもので 2万2,000円

(イ) 評価機関審査を受けていない場合

A 2戸以上4戸以内のもの 4万2,000円

B 5戸以上のもので 7万2,000円

イ 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外について、それぞれ次に定める金額

(ア) 評価機関審査を受けた場合 1万1,000円

(イ) 評価機関審査を受けていない場合 4万2,000円

1件につき、(4) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部

分について、アに定める金額にイに定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、アに定める金額)

ア 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 評価機関審査を受けた場合

A 2戸以上4戸以内のもの 1万1,000円

B 5戸以上のもので 2万2,000円

(イ) 評価機関審査を受けていない場合

A 2戸以上4戸以内のもの 2万3,000円

B 5戸以上のもので 4万1,000円

イ 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 評価機関審査を受けた場合 1万1,000円

(イ) 評価機関審査を受けていない場合 2万3,000円

1件につき、(5) 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計(判定機関審査を受けた場合)

A 300平方メートル以内のもの 1万1,000円

B 300平方メートルを超えるもの 2万9,000円

(イ) 床面積の合計(判定機関審査を受けていない場合)

- A 300平方メートル以内のもの 12万7,000円  
B 300平方メートルを超えるもの 2万1,000円

イ 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計(判定機関審査を受けた場合)

- A 300平方メートル以内のもの 1万1,000円  
B 300平方メートルを超えるもの 2万9,000円

(イ) 床面積の合計(判定機関審査を受けていない場合)

- A 300平方メートル以内のもの 5万2,000円  
B 300平方メートルを超えるもの 9万2,000円

摘要、1 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。)の全体の変更認定を申請する場合は、この項の金額の欄の第2号及び第5号に規定する金額を合算して得た金額とする。

2 複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。)の全体の変更認定を申請する場合は、この項の金額の欄の第3号及び第5号又は第4号及び第5号に規定する金額を合算して得た金額とする。

3 法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に余市町建築確認申請等手数料徴収条例第2条に規定する金額を合算して得た金額とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第9号につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りま

すようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第9号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第9号 余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時43分

---

再開 午後 1時55分

○議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長(中井寿夫君) 日程第6、議案第10号 余市町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費

の助成に関する条例及び余市町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（橋端良平君） ただいま上程されました議案第10号 余市町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び余市町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

余市町乳幼児等医療費助成制度につきましては、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって乳幼児等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として、医療費の一部をその保護者に助成するものでありますが、余市町を次世代につないでいくための未来への投資としてさらなる子育て支援の充実が必要であるとの認識から当該助成制度の対象拡大及び助成の拡充を図るべく条例の一部改正についてご提案申し上げる次第でございます。

改正の主な内容でございますが、対象の拡大といたしましては、現在15歳に達する日以後の最初の3月31日までの方を助成の対象としておりますが、これを18歳に達する日以後の最初の3月31日までと拡大するものでございます。また、助成の拡充といたしましては、現在住民税非課税世帯に属する方及び住民税課税世帯に属する3歳未満の方については初診料を、また、住民税課税世帯に属する3歳から15歳までの方については医療費の1割相当分をそれぞれご負担いただいておりますが、これら一部負担金に相当する額についても助成を行い、医療費の実質無償化を図るものでございます。さらに、重度心身障害者並びにひとり親家庭等に対する医療費助成制度の対象者につきましても、18歳までの方につきましては乳幼児等医療費助成制度と同様の助成措置を講ずるものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第10号 余市町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び余市町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び余市町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月13日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び余市町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

（余市町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第1条 余市町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和48年余市町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者についての助成の額は、医療費から食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び付加給付の額を控除して得た額とする。

第13条の見出し中「規則の」を「規則への」に改め、同条を第14条とする。

第12条の次に次の1条を加える。

（権利の消滅）

第13条 この条例による助成を受けることができる権利は、受給者が保険医療機関等において医療を受けた日の翌月の初日から起算して2年を経過したときは、消滅する。

（余市町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正）

第2条 余市町乳幼児等医療費の助成に関する条例（昭和48年余市町条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

余市町子ども医療費の助成に関する条例

第1条中「乳幼児等医療費」を「子どもの医療費」に、「乳幼児等の」を「子どもの」に改める。

第2条の見出し中「用語の」を削り、同条第1号中「乳幼児等」を「子ども」に、「満15歳」を「満18歳」に改め、同条第2号中「乳幼児等」を「子ども」に、「者を」を「ものを」に改め、同条第4号中「若しくは」を「又は」に改め、同条第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とする。

第3条の見出しを「(対象者)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、余市町の区域内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による住民基本台帳に記録されている子どもであって医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者となっているもの又は国民健康保険法第116条及び第116条の2の規定による本町が行う国民健康保険の被保険者である子どもとする。

次のページをお開き願います。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、除くものとする。

第3条各号中「乳幼児等」を「子ども」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

(助成の範囲)

第4条 町長は、対象者の医療費から食事療養標準負担額及び付加給付される額を控除して得た額を保護者に助成する。

(受給資格者の登録)

第5条 医療費の助成を受けようとする対象者の保護者は、規則で定めるところにより、受給資格者であることの登録を申請しなければならない。

第6条を削る。

第7条の見出し中「受給資格証」を「受給者証」に改め、同条中「保護者から」を削り、「受給資格証」を「受給者証」に改め、同条を第6条とする。

第8条の見出し中「受給資格証」を「受給者証」に改め、同条中「医療担当者等」を「保険医療機関等」に、「受給資格証」を「受給者証」に改め、同条を第7条とする。

第9条第1項中「町長が」を削り、「受給資格者の保護者」を「保険医療機関等」に改め、同条第2項中「医療担当者等に支払うことにより」を「、受給資格者の保護者に支払うことにより医療費の助成を」に改め、同条を第8条とする。

第8条の次に次の1条を加える。

(助成の制限)

第9条 受給資格者の疾病又は負傷が、第三者の行為によってなされ、かつ、その者によって医療費の負担がなされた場合には、その負担の限度において助成は行わない。

第10条の見出しを「(届出)」に改める。

第13条中「医療担当者等」を「保険医療機関等」に、「療養」を「医療」に、「5年」を「2年」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の余市町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び第2条の規定による改正後の余市町子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(余市町行政手続における特定の個人を識別す

るための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

3 余市町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年余市町条例第35号)の一部を次のように改正する。

別表第1の3の項中「余市町乳幼児等医療費の助成に関する条例」を「余市町子ども医療費の助成に関する条例」に改める。

別表第2の3の項中「余市町乳幼児等医療費の助成に関する条例」を「余市町子ども医療費の助成に関する条例」に改める。

以上、議案第10号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。さきに議会運営委員会の委員長から報告ありましたように、民生環境常任委員会に閉会中といえども審査、調査のできますことを付け加えて、付託申し上げることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第10号は民生環境常任委員会に閉会中といえども審査、調査のできますことを付け加えて、付託申し上げることに決しました。

○議長(中井寿夫君) 日程第7、議案第11号 余

市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長(橋端良平君) ただいま上程されました議案第11号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

国民健康保険につきましては、平成30年度における国民健康保険制度改正による都道府県単位化以降、北海道は財政運営の責任主体として中心的な役割を担う一方で、市町村は地域住民との身近な関係の中、資格管理や保険給付、保険税率の決定、賦課徴収、保健事業など地域におけるきめ細やかな事業を引き続き実施するなど、道と市町村が一体となって国民健康保険事業を運営することとなっております。そうした中、道は全道どこに住んでいても同じ所得、世帯構成であれば同じ保険料負担となる統一保険料による加入者負担の公平化を令和12年度をめどに目指すとして各市町村に所要の対応を求めており、余市町は賦課限度額を法定限度額に合わせることで、資産割を廃止すること、賦課割合を平準化することの3点についてその実施を強く求められているところであります。これを受け、以上の3点について道の指導、要請等に基づき実施するとして国民健康保険税に係る賦課シミュレーションを重ねたところ、道への事業納付金の所要額の確保を図りつつも、低中所得者層の方への保険税負担の軽減効果も期待できることが確認されたことから、このたび余市町国民健康保険税条例について所要の改正を行うべく条例の一部改正案を提案するものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第11号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案。

余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月13日提出、余市町長、齊藤啓輔。  
次のページをお願いします。余市町国民健康  
保険税条例の一部を改正する条例。

余市町国民健康保険税条例（平成11年余市町条  
例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「及び資産割額」を削り、同項  
ただし書中「54万円」を「65万円」に改め、同条  
第3項中「及び資産割額」を削り、同項ただし書  
中「19万円」を「20万円」に改め、同条第4項中  
「及び資産割額」を削り、同項ただし書中「16万  
円」を「17万円」に改める。

第4条第1項中「100分の8.3」を「100分の8.62」  
に改める。

第5条を削る。

第6条中「2万4,500円」を「2万8,100円」に  
改め、同条を第5条とする。

第7条第1号中「第9条の3」を「第9条」に、  
「2万8,600円」を「2万9,900円」に改め、同条  
第2号中「1万4,300円」を「1万4,950円」に改  
め、同条第3号中「2万1,450円」を「2万2,425円」  
に改め、同条を第6条とする。

第8条中「100分の2.2」を「100分の2.57」に改  
め、同条を第7条とする。

第9条を削る。

第9条の2中「5,800円」を「8,500円」に改め、  
同条を第8条とする。

第9条の3を第9条とする。

第10条中「100分の2.5」を「100分の1.69」に改  
める。

第11条を削る。

第11条の2中「7,200円」を「8,100円」に改め、  
同条を第11条とする。

第11条の3中「7,000円」を「6,400円」に改め、  
同条を第11条の2とする。

第23条第1項中「54万円」を「65万円」に、「19万  
円」を「20万円」に、「16万円」を「17万円」に  
改め、同項第1号ア中「1万7,150円」を「1万

9,670円」に改め、同号イ（ア）中「2万20円」を  
「2万930円」に改め、同号イ（イ）中「1万10円」  
を「1万465円」に改め、同号イ（ウ）中「1万  
5,015円」を「1万5,698円」に改め、同号ウ中  
「4,060円」を「5,950円」に改め、同号オ中  
「5,040円」を「5,670円」に改め、同号カ中  
「4,900円」を「4,480円」に改め、同項第2号ア  
中「1万2,250円」を「1万4,050円」に改め、同  
号イ（ア）中「1万4,300円」を「1万4,950円」  
に改め、同号イ（イ）中「7,150円」を「7,475円」  
に改め、同号イ（ウ）中「1万725円」を「1万  
1,213円」に改め、同号ウ中「2,900円」を「4,250円」  
に改め、同号オ中「3,600円」を「4,050円」に改  
め、同号カ中「3,500円」を「3,200円」に改め、  
同項第3号ア中「4,900円」を「5,620円」に改め、  
同号イ（ア）中「5,720円」を「5,980円」に改め、  
同号イ（イ）中「2,860円」を「2,990円」に改め、  
同号イ（ウ）中「4,290円」を「4,485円」に改め、  
同号ウ中「1,160円」を「1,700円」に改め、同号  
オ中「1,440円」を「1,620円」に改め、同号カ中  
「1,400円」を「1,280円」に改め、同条第2項第  
1号ア中「3,675円」を「4,215円」に改め、同号  
イ中「6,125円」を「7,025円」に改め、同号ウ中  
「9,800円」を「1万1,240円」に改め、同号エ中  
「1万2,250円」を「1万4,050円」に改め、同項  
第2号ア中「870円」を「1,275円」に改め、同号  
イ中「1,450円」を「2,125円」に改め、同号ウ中  
「2,320円」を「3,400円」に改め、同号エ中  
「2,900円」を「4,250円」に改める。

附則第2項中「同条中」を「同項中」に改める。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項まで  
の規定中「、第8条」を「、第7条」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行す  
る。

（経過措置）

2 改正後の余市町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上、議案第11号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第11号については、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、議長を除く議員17名をもって構成する余市町国民健康保険税条例審査特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできますことを付け加え、付託申し上げることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案については議長を除く議員17名をもって構成する余市町国民健康保険税条例審査特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできますことを付け加え、付託申し上げることに決しました。

なお、本日の審議終了次第301、302号会議室において直ちに本特別委員会を開催いたしますので、ご参集願います。

---

○議長（中井寿夫君） 日程第8、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま上程されました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げ

ます。

本町の人権擁護委員としてご活躍いただいております6名の人権擁護委員のうち、澤谷栄治氏が令和5年3月31日をもちまして任期満了となる所であり、このたび札幌法務局長から候補者の推薦についてご依頼がありましたので、候補者のご同意を賜りたく、ご提案申し上げる次第でございます。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第6条第3項、市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会、その他婦人、労働者、青年等の団体であつて、直接間接に人権の擁護を目的とし、またはこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないとされており、今回議員各位のお手元に配付してございます余市郡余市町富沢町11丁目35番地3、澤谷栄治氏を人権擁護委員としてご推薦申し上げます。

それでは、職歴等につきましてご説明申し上げます。澤谷栄治氏は、昭和53年4月から平成27年3月まで余市町役場に勤務、平成27年4月から平成31年3月まで北後志衛生施設組合に勤務、平成31年4月から現在に至るまでニッカ余市ヴィンヤード株式会社に勤務、人権擁護委員としては令和2年4月から現在に至るまで人権擁護委員、現在1期目に就任してございます。

以上が職歴等でございます。本町といたしましては、人権擁護委員として澤谷栄治氏が最も適格であると判断し、ここに提案申し上げます。

なお、任期は令和5年4月から3年でございます。

それでは、議案を朗読いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員に推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和4年12月15日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。記、住所、余市郡余市町富沢町11丁目35番地3。氏名、澤谷栄治。生年月日、昭和30年11月12日生まれ。

以上、提案理由のご説明をいたしましたので、ご審議の上、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより諮問第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可と答申することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可と答申することに決しました。

○議長（中井寿夫君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第9、意見案第1号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める要望意見書、日程第10、意見案第2号 知的障がい者の制度に関する要望意見書の以上2件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第9ないし日程第10を一括議題といたします。

お諮りいたします。一括議題の意見案第1号ないし意見案第2号につきましては、いずれも提出者の説明及び委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明及び委員会付託は省略することに決しました。

別にご発言がなければ、まず意見案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第1号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第2号 知的障がい者の制度に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（中井寿夫君） 日程第11、意見案第3号

安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第3号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、意見案第3号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める要望意見書は……

(「議事進行」の声あり)

○14番(大物 翔君) 起立の方が多かったように見受けられたのですけれども。

○議長(中井寿夫君) 14番、大物議員の議事進行に対して返答いたします。

12番、近藤議員、10番、彫谷議員は完全に起立はしておりませんので、それは確認をしております。

それでは、起立少数であります。

よって、意見案第3号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める要望意見書は、否決されました。

---

○議長(中井寿夫君) 日程第12、意見案第4号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第4号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、意見案第4号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める要望意見書は、否決されました。

---

○議長（中井寿夫君） 日程第13、意見案第5号 物価高騰から暮らしと経済を立て直す施策を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより意見案第5号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、意見案第5号 物価高騰から暮らしと経済を立て直す施策を求める要望意見書は、否決

されました。

---

○議長（中井寿夫君） 日程第14、意見案第6号 インボイス制度導入の延期（中止）を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、意見案第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより意見案第6号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、意見案第6号 インボイス制度導入の延期（中止）を求める要望意見書は、否決されました。

---

○議長（中井寿夫君） 日程第15、閉会中の継続

審査調査申出について。

各常任委員会並びに議会運営委員会の委員長から、目下委員会において審査調査中の事件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出のとおり閉会中の継続審査調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査調査に付することに決しました。

---

○議長（中井寿夫君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和4年余市町議会第4回定例会を閉会いたします。

閉 会 午後 2時25分

上記会議録は、枝村書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長            3番    中   井   寿   夫

余市町議会議員          13番   安   久   莊 一 郎

余市町議会議員          14番   大   物            翔

余市町議会議員          15番   中   谷   栄   利